

照明制御装置

評価の内容

申請資料に基づき、次の事項を確認している。

1. 評価対象設備機材

評価対象とした照明制御装置は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に規定する次の機材である。

照明制御装置

種類(1)照明監視制御装置

種類(2)照明制御器

2. 評価内容

- (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に適合する品質・性能が確保されている。

なお、総合省エネルギー率（％）は、一般社団法人 日本照明工業会 技術資料130「照明制御装置による消費電力削減効果の評価手法」による算出結果が30%以上である。

- (2) 適切な品質管理・製造管理が行われている。
(3) 納入体制が整備されている。
(4) アフターサービス体制が整備されている。
-